



1月26日
東地申第34号

運輸車両職場の共通事務業務委託に関する申し入れ 提出！

昨年12月25日「2024年3月ダイヤ改正等について」の提案を受けた際に、引き続き効率的な業務執行体制を構築することを目的として「新規業務委託」もあわせて提案されました。

→ 提案内容は
「1月26日」で掲載いたします



これらは“ダイヤ改正等”とは別物の内容だ！

- 労働条件の変更、異動や業務内容の変更が想定され
「ダイヤ改正等について」として提案することは不誠実だ！
- 3か月余りで業務委託を行うことは
現在働いている組合員・社員を蔑ろにしている！

<申し入れ内容>

1. 「2024年3月ダイヤ改正等について」の提案時にダイヤ改正とは関係のない「新規業務委託の実施」についての内容を示した理由と考え方を明らかにすること。
2. 「共通事務業務」について JR 東日本パーソナルサービスへ業務委託する目的と根拠を示すこと。また実施時期を2024年3月16日として、新宿統括センター、丸の内運輸区、埼京運輸区を除く各箇所を2024年4月1日とする根拠を明らかにすること。
3. 事務業務における本体として行うものと委託会社が行なう業務内容を具体的に示すこと。また車両センターに残る事務業務を具体的に示すこと。
4. 「新規業務委託の実施」に伴う事務手続きについての想定される課題を明らかにし、関係職場の全社員が変更点を理解し不利益が発生しないように説明会を実施すること。
5. 「新規業務委託の実施」に伴い企画・事務業務を担う社員数を各箇所で明らかにすること。また職場の社員数に対する企画・事務社員の配置数の考え方を明らかにすること。
6. 「新規業務委託の実施」に伴う異動の考え方を明らかにすること。また施策に伴う担務変更や異動(出向を含む)が発生する場合には必ず面談を行い「労働協約・協定」を遵守し、出向は原則3年とし本人の希望を尊重するとともに家庭環境や身体的条件など配慮を行うこと。
7. 「新規業務委託の実施」を行う事で、出向や担務変更が発生する場合は本人が業務を習熟するまでの教育期間を確保すること。

職場の組合員・社員からは、驚きとともに不安・不安が巻き起こっている！

労使関係の形骸化は認められない！

丁寧な説明と配慮を求め、団体交渉で議論していきます！